令和７年水産業成長産業化事業（養殖業新規参入補助事業）の審査基準について

１　審査の考え方

申請のあった事業について、水産業成長産業化事業実施要領（以下「要領」という。）第３により審査を行い、その結果を踏まえ、大阪府が予算の範囲内で事業者を決定するものとする。

２ 審査・評価基準

本補助金は大阪府の水産業の成長産業化を図る事業であることから、申請のあった事業を下記の基準で評価する。

（１）需要に応じた適正な養殖業の観点で高付加価値な魚種。

（２）養殖事業としての採算性が期待できるもの。

（３）運営体制が整っており、将来に渡る養殖の継続性が見込まれるもの。

（４）養殖の実施により、他産業への経済波及など大阪府の成長に資する効果が見込まれるもの。

（５）養殖の実施場所について、土地所有者や関係機関の同意を得られていること。

３ 審査方法

（１）水産課及び（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所で審査を行う。

（２）審査・評価基準を踏まえ、応募のあった事業について、次の項目ごとに配点を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | 配点 |
| 需要に応じた適正な養殖業の観点で高付加価値な魚種。 | 20 |
| 養殖事業としての採算性が期待できるもの。 | 20 |
| 運営体制が整っており、将来に渡る養殖の継続性が見込まれるもの。 | 20 |
| 養殖の実施により、他産業への経済波及など大阪府の成長に資する効果が見込まれるもの。 | 20 |
| 養殖の実施場所について、土地所有者や関係機関の同意を得られていること。 | 20 |
| 評価点合計 | 100 |

（３）審査の結果、原則として高得点の事業から予算の範囲内で採択する。

（４）要領の要件を満たさない事業については審査対象から除外することとする。